

市長記者会見事項書

令和2年7月22日午前10時～
議会棟第3・4委員会室

【所感】

【発表事項】

1. 『令和2年度 部局長の「実行宣言」』を公表します。
(担当 市政改革課 0598-53-4350)
2. 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止及び
学級・学年・学校臨時休業の考え方
(担当 学校教育課 0598-53-4386)
3. 「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を開始します。
(担当 高齢者支援課 0598-53-4368)
4. 「松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券」の概要について
(担当 商工政策課 0598-26-3230)
5. 「松阪市『テイクアウト支援』商品券」5月・6月分の使用率を報告します。
(担当 商工政策課 0598-26-3230)
6. 超高齢社会対策検討委員会パネルディスカッションの開催について
(担当 経営企画課 0598-53-4319)
7. 松阪市新総合計画「キャッチフレーズ（サブタイトル）」の募集について
(担当 経営企画課 0598-53-4319)
8. 「松阪牛まつり」の中止について
(担当 農水振興課 0598-53-4119)

令和2年7月22日

各報道機関 御中

連絡先	
課係名	市政改革課
電話番号	0598-53-4350

1. 発表事項

『令和2年度 部局長の「実行宣言」』を公表します。

2. 『部局長の「実行宣言」』について

部局長及び理事が、年度の初めに、前年度実績を「評価」し、その結果を踏まえて今年度の目標を「実行宣言」として掲げるものです。

平成29年度から試行し、平成30年度より本格実施しています。

各部局においては、「実行宣言」による「評価」に基づく事務・事業の「改善」を検討し、「当初予算」に反映させていきます。

※『令和2年度 部局長の「実行宣言」』作成部局（17部局）

秘書広報課、防災対策課、企画振興部、総務部、環境生活部、健康福祉部、産業文化部、建設部、消防団事務局、会計管理課、市民病院事務局、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

3. 閲覧場所等

- ・松阪市ホームページ
- ・松阪市役所 企画振興部 市政改革課
- ・松阪市役所 総務部 総務課 文書・情報公開係
- ・各地域振興局 地域振興課

4. 『令和2年度 部局長の「実行宣言」』に対する意見募集について

今回公表する『令和2年度 部局長の「実行宣言」』に対し、市民の方などから広く意見を募集します。意見を提出できる方は、①松阪市内に住んでいる個人、②松阪市内に通勤・通学している個人、③松阪市内で事業又は活動を行う法人や団体のいずれかです。募集期間は令和2年7月22日（水）から令和2年8月21日（金）までとします。その他の事項は、松阪市ホームページをご覧ください。

令和 2年 7月 22日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名（施設名）	学校教育課
電話番号	0598-53-4386

1. **発表事項** 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止及び学級・学年・学校臨時休業の考え方
2. **概要** 近隣の町立小学校で児童の感染例があったことを踏まえ、児童生徒やその保護者、教職員に感染や濃厚接触者に特定されたことが確認された場合、その状況に応じて学級や学年、学校を臨時休業とする目安を示しました。
3. **内容** 1 児童生徒の感染が判明した場合
2 児童生徒が濃厚接触者と特定された場合
3 児童生徒の同居家族に感染者が発生した場合
4 同居家族が濃厚接触者と特定された場合
 ※教職員については、児童生徒の場合を準用

別紙を目安に関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

令和2年7月22日

各報道機関 御中

連絡先
部局名：高齢者支援課
電話番号：0598-53-4368

1 発表事項

令和2年8月1日から「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を開始します。

2 事業内容

松阪市が個人賠償保険に加入し、保険加入登録をしている認知症や若年性認知症の人が、日常生活において事故を起こした時に、被害者及び当事者に保険金を給付する事業です。あらかじめ、保険加入登録が必要です。

・保険加入の対象者

- ① 「おかえり SOS ネットワークまつさか」(※資料1)に登録のある方
(令和2年7月15日現在登録者数 353人)
 - ② 40歳以上で松阪市に住民登録があり、自宅で生活している方
 - ③ 介護保険申請の主治医意見書に認知症の診断の記載がある方
- 以上①～③のすべてに該当する方

・補償の内容(※資料2)、補償金額

- ① 個人賠償責任補償 保険金最高1億円
保険の対象となる本人が日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負う場合
- ② 被害者死亡時の見舞費用補償 被害者に見舞費用保険金15万円
保険の対象となる本人が日常生活に起因する偶然な事故で他人にケガをさせケガをされた被害者がその事故の直接の結果として死亡した場合
- ③ 交通事故等によるケガの補償
保険の対象となる本人が交通事故等によるケガで死亡した場合 本人に50万円
後遺障害が生じた場合後遺障害の程度に応じて 本人に2万円～50万円

3 契約内容

- ・契約金額 398,000円 (1,990円×200人)
- ・契約相手方 株式会社保険企画ソレイユ
(東京海上日動火災保険代理店)

4 事業開始の経緯

認知症により判断能力が衰える、判断能力がなくなった人が事故を起こす、第三者に損害を与える等のトラブルが社会問題となっています。平成 19 年に愛知県大府市で起きた、認知症高齢者による JR 踏切事故では、認知症の家族に必ずしも監督義務や賠償責任があるわけではないとの最高裁判所の判決が出たことで、社会的な責任も考慮していくべきではないかという課題が生じました。このことをきっかけとして、行政が賠償保険に加入するケースが増えてきました。全国で40ほどの自治体が加入、三重県ではいなべ市に続き2市目の加入となります。

高齢化は今後も進展し、認知症を発症する人も増えていくことが予想されますが、市が保険に加入することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる仕組みのひとつとします。

また、当保険へ加入する際には認知症の診断が必要となることから、医療機関への早期受診を促し、早期対応が期待できます。

令和2年7月22日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	商工政策課
電話番号	0598-26-3230

1. 発表事項 「松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券」
の概要について

2. 概要

○「松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券」とは
購入引換券1枚につき、1冊10,000円分（1,000円×10枚つづり）の商品券を5,000円で購入できるプレミアム付き商品券です。

○購入引換券送付対象者

令和2年6月22日時点において、松阪市に住民登録がある全世帯（約75,000世帯）に、世帯主宛てに購入引換券を2枚発送します。ただし、18歳以下の子どもを持つ世帯（約15,000世帯）には購入引換券を1枚追加し計3枚を発送します。

8月28日（金）より全世帯へ順次発送予定です。

○購入について

株式会社第三銀行の本店及び松阪市内各支店・出張所、又は特設販売窓口において、購入引換券と現金をご持参いただき、ご購入ください。

購入期間：令和2年9月1日（火）～令和3年1月29日（金）15時

○使用について

使用可能店舗（現在募集中）において、令和2年9月1日（火）～令和3年3月1日（月）まで使用できます。使用可能店舗には、参加店舗証が貼ってあります。使用可能店舗一覧は、広報9月号の折り込みチラシ又は松阪市ホームページからご確認いただけます。

3. その他

「松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券」と、「参加店舗証」のデザインが決まりました。（別紙をご覧ください。）

令和2年7月22日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	商工政策課
電話番号	0598-53-4149

1. 発表事項 「松阪市『テイクアウト支援』商品券」5月・6月分の使用率を報告します。」
2. 目的 5月18日（月）より使用を開始しております松阪市テイクアウト支援商品券につきまして、5月・6月分の換金事務により、商品券の使用状況が明らかになりましたのでご報告いたします。

※換金方法 各月末で集計して翌月の指定期間までに関係書類に必要事項を記入の上、商工政策課に換金申請する。

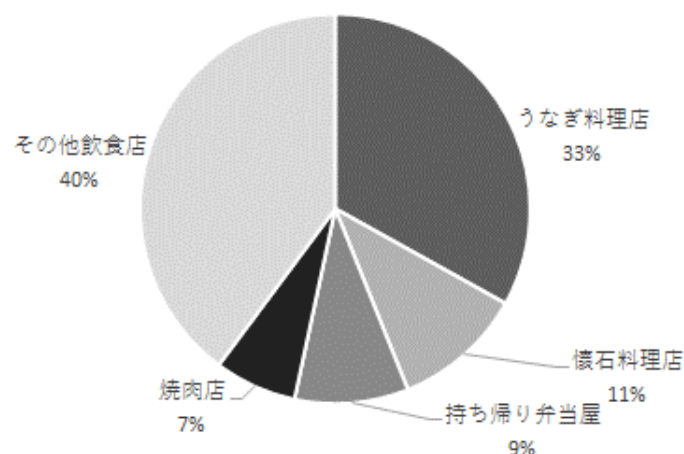
使用分	換金請求期間
5月、6月分	7月1日（水）～7月7日（火）
7月分	8月3日（月）～8月11日（火）
8月分	9月1日（火）～9月7日（月）

3. 使用枚数 28,793枚（7月8日現在）
使用率19.4%
換金申請店舗161店舗（取扱店舗314店舗（7月13日現在））

4. 使用の状況
取扱店舗の使用枚数トップ20店舗で計15,552枚（全体の54%）

【内訳】

トップ20店舗のジャンル別使用枚数割合



※その他飲食店…中華料理、イタリア料理、お好み焼き屋等

5. 今後の取り組み
商品券の使用率が低いことから、まだお使いになっていない市民の方に使用いただくようPR活動に取り組みます。

令和2年7月22日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課 係 名	経営企画課
電話番号	0598-53-4319

1. 発表事項

超高齢社会対策検討委員会パネルディスカッションの開催について

2. 内 容

松阪市超高齢社会対策検討委員会では、様々な分野の委員から意見をいただき、10年、20年先の持続可能な松阪市について検討をいただいております。これまでの経過報告も含め、超高齢社会「ピンチをチャンスに変えるには」をテーマに市長を交えたパネルディスカッションを開催します。

3. 開催日程

と き：令和2年8月9日(日) 午後1時30分～午後3時30分(開場：午後1時)

と ころ：松阪公民館ホール(松阪市船江町 松阪ショッピングセンターマーム2階)

※事前申し込みは不要

※入場無料

※定員70人(先着順)

4. パネリスト

松阪市超高齢社会対策検討委員会委員、松阪市長

参加予定委員は別添チラシのとおり。

5. そ の 他

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止に向けた対策を行い開催いたします。
- ・会場ではマスク着用をお願いします。
- ・当日受付時に、氏名と住所等の記入をお願いします。

6. お問い合わせ先 松阪市企画振興部経営企画課

TEL 0598-53-4319

令和2年7月22日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	経営企画課
電話番号	0598-53-4319

1. 発表事項

松阪市新総合計画「キャッチフレーズ（サブタイトル）」の募集について

2. 内容

総合計画は、松阪市のまちづくりの中長期的な方向性を示す、最も重要な計画です。

現在、本市では、10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の実現に向け、令和2年度を初年度とする4年間の計画を策定していますが、この新しい総合計画を市民に親しまれる計画とするために「キャッチフレーズ（サブタイトル）」を募集します。

3. 募集内容

松阪市総合計画のキャッチフレーズ（サブタイトル）

総合計画が市民みんなに親しまれ、愛着を持ってもらえるような副題

4. 応募資格

市内に在住、在勤または通学している方

5. 応募締め切り日

令和2年8月31日（月） 必着

6. 募集要項及び応募用紙

別紙のとおり

7. その他

広報8月号と「松阪市の未来を語る会」で周知します。

松阪市新総合計画「キャッチフレーズ（サブタイトル）」募集要項

1 趣旨

総合計画は、松阪市のまちづくりの中長期的な方向性を示す、最も重要な計画です。

現在、本市では、10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の実現に向け、令和2年度を初年度とする4年間の計画を策定していますが、この新しい総合計画を市民の皆さまに親しまれる計画とするために「キャッチフレーズ（サブタイトル）」を募集します。

2 募集内容

松阪市総合計画のキャッチフレーズ（サブタイトル）

総合計画が市民みんなに親しまれ、愛着を持ってもらえるような副題。

3 応募資格

市内に在住、在勤または通学している方

4 応募方法

応募用紙に記入の上、郵送・持参・FAX・電子メールのいずれかでご応募ください。

(1) 応募用紙

市役所（1階案内、経営企画課（4階））、各地域振興局地域振興課、各地区市民センターの窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 応募先

松阪市企画振興部 経営企画課

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

FAX : 0598-22-1377 E-mail : kei.div@city.matsusaka.mie.jp

(3) 応募締め切り

令和2年8月31日（月）必着

※ひとりで複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに応募用紙1枚をご使用いただき、必要事項をすべて記載してください。必要事項が記載されていないものは無効になります。

5 個人情報の利用目的・範囲

応募用紙に記載された個人情報については、総合計画を策定する目的にのみ使用するもので、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。ただし、提案いただいたアイデアが採用された場合には、お名前等を公表させていただきます。

6 選考基準

応募いただいたキャッチフレーズ（サブタイトル）を以下の視点で審査し、1作品（採用作品）を決定します。

- 1) 松阪市総合計画を簡潔に表し、副題としてふさわしいもの。
- 2) 市民が親しみやすく、イメージしやすい表現であること。
- 3) 独創性があるもの。

7 発表・表彰

採用された作品は公表するとともに、採用された作品の応募者に直接お知らせします。また、採用された方を表彰状及び副賞（5,000 円相当）をもって表彰します。

8 注意事項

- (1) 採用作品の著作権、商標権等の知的財産権に係る一切の権利は、松阪市に帰属するものとします。その場合、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 応募作品は、自作・未発表で、同一作品又は類似作品がほかのコンテスト等への応募又は発表予定のないものに限り、採用作品がすでに発表されているものと同じ、あるいは、酷似していること等が判明した場合やこの規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3) 応募作品は、公序良俗に反しないもの、誹謗中傷を含まないもの、著作権・肖像権その他第三者の権利を侵害していないものに限り、なお、第三者から著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、応募者は自己の責任において解決を図るものとし、主催者は一切の責任を負わないこととします。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら補作・修正及び文字の付加、あるいは他のロゴマークや書体等との組み合わせにより使用させていただく場合があります。
- (5) 応募作品の郵送中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。また、応募作品は返却しません。
- (6) 応募者が高校生以下の場合、必ず保護者の同意を得た上で作品に応募してください。
- (7) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、受賞者の氏名と作品の説明は公表させていただく場合があります。
- (8) 本規定に取り決めのない事項については主催者の判断により決定します。

問い合わせ：松阪市企画振興部 経営企画課 電話：0598-53-4319

松阪市新総合計画 キャッチフレーズ (サブタイトル) 応募用紙



ふりがな お名前			生年月日		
			大 平	昭 年	月 日生
住 所	〒	—	市 郡	町	番地
連絡先	TEL	—	—		
通勤又は 通学先	※市外にお住まいの方のみご記入ください。				

キャッチフレーズ (サブタイトル)	
込められた意味	

※この応募用紙は返却しませんが、個人情報適切に管理し、本件に関する以外に一切使用いたしません。

応募締め切り：令和2年8月31日（月）必着

令和2年 7月22日

松阪記者クラブ加盟各社 御中

連絡先
課名：農水振興課
電話番号：0598-53-4119

1 発表事項 「松阪牛まつり」の中止について

2 内 容 毎年11月下旬に松阪農業公園ベルファームにおいて開催している「松阪牛まつり」について協議するため、関係者による検討会議を開催しました。

協議の結果、国内で新型コロナウイルス感染者が確認されている中、開催することによって様々な感染リスクが生じることや不特定多数の来場者に対する万全な感染防止対策を講ずることが困難なことなどから中止とします。

また、例年松阪牛まつりと併せて開催する「第71回松阪肉牛共進会」については、運営委員会にて会場や運営方法など協議を進めています。

3 その他 7月9日の午後1時30分から、(株)三重県松阪食肉公社で関係者※による「松阪牛まつり検討会議」を開催。

※関係者：昨年度（令和元年度）松阪牛まつり実行委員（7名）

松阪肉牛共進会、松阪牛連絡協議会、松阪農業協同 組合、(株)松阪協働ファーム、松阪市観光協会、松阪商工会議所、ベルファーム地元協議会